（保管証の交付を要しない場合）

第十七条　遺言書保管官は、遺言者が、法第四条第一項の申請に基づいて遺言書の保管を開始した時から三月を経過しても保管証を受領しないときは、第十五条第一項の規定にかかわらず、遺言者に対し、保管証を交付することを要しない。この場合においては、同条第二項の規定により作成した保管証を廃棄することができる。

（遺言書の保管の申請の却下の方式）

第十八条　遺言書保管官は、法第四条第一項の申請を却下するときは、決定書を作成して、これを申請人に交付するものとする。

２　前項の交付は、当該決定書を送付する方法によりすることができる。

３　遺言書保管官は、法第四条第一項の申請を却下したときは、遺言書及び添付書類を還付するものとする。ただし、偽造された添付書類その他の不正な申請のために用いられた疑いがある添付書類については、この限りでない。

（遺言書の保管の申請の取下げ）

第十九条　法第四条第一項の申請の取下げをしようとする申請人は、その旨を記載した取下書を遺言書保管官に提出しなければならない。

２　前項の取下げは、法第四条第一項の申請に基づいて遺言書の保管が開始された後は、することができない。

３　申請人が第一項の取下げをするときは、法第四条第一項の申請をした遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならない。この場合においては、法第五条の規定を準用する。

４　遺言書保管官は、第一項の取下げがされたときは、遺言書並びに申請書及びその添付書類を還付するものとする。前条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

（遺言書に係る情報の管理の方法）

第二十条　遺言書保管官は、遺言書に係る情報の管理をするには、第十一条第一号及び第五号に掲げる事項をも遺言書保管ファイルに記録しなければならない。

第三章　遺言者による遺言書の閲覧の請求手続等

（遺言者による遺言書の閲覧の請求の方式）

第二十一条　法第六条第三項の請求書は、別記第四号様式によるものとする。

２　前項の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第四条第四項第二号に掲げる事項及び第十一条第二号に掲げる事項

二　手数料の額

三　請求の年月日

四　遺言書保管所の表示

（遺言者による遺言書の閲覧の方法）

第二十二条　法第六条第二項の規定による遺言書の閲覧は、遺言書保管官又はその指定する職員の面前でさせるものとする。

（遺言者による遺言書保管ファイルの記録の閲覧の請求の方式）

第二十三条　第二十一条の規定は、令第四条第三項の請求書について準用する。

（遺言者による遺言書保管ファイルの記録の閲覧の方法）

第二十四条　令第四条第一項の法務省令で定める方法は、遺言書保管ファイルに記録されている次に掲げる事項を出力装置の映像面に表示する方法とする。

一　法第七条第二項各号に掲げる事項

二　第十一条第一号及び第五号に掲げる事項

２　第二十二条の規定は、令第四条第一項の規定による遺言書保管ファイルの記録の閲覧について準用する。

（遺言書の保管の申請の撤回の方式）

第二十五条　法第八条第二項の撤回書は、別記第五号様式によるものとする。

２　前項の撤回書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第四条第四項第二号に掲げる事項及び第十一条第二号に掲げる事項

二　撤回の年月日

三　遺言書保管所の表示

（遺言書の保管の申請の撤回書の添付書類）

第二十六条　法第四条第四項第二号に掲げる事項に変更がある場合（令第三条第一項の規定により当該変更に係る届出がされている場合を除く。）における法第八条第二項の法務省令で定める書類は、当該変更を証明する書類とする。

（遺言書等の返還の手続）

第二十七条　遺言書保管官は、法第八条第四項の規定により遺言書を遺言者に返還するときは、当該遺言書を受領した旨を記載した受領書と引換えに返還するものとする。

２　遺言書保管官は、第十二条第一項第二号の翻訳文を保存している場合において、法第八条第四項の規定により遺言書を遺言者に返還するときは、当該翻訳文についても当該遺言者に返還するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

（遺言者の住所等の変更の届出の方式）

第二十八条　令第三条第三項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の届出書は、別記第六号様式によるものとする。

２　前項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第四条第四項第二号に掲げる事項

二　法定代理人によって届出をするときは、当該法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三　届出人又は法定代理人の電話番号その他の連絡先

四　令第三条第一項の変更が生じた事項

五　届出の年月日

六　遺言書保管所の表示

（遺言者の住所等の変更の届出書の添付書類）

第二十九条　令第三条第三項（次条第二項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　変更が生じた法第四条第四項第二号に掲げる事項（次条第二項において準用する場合にあっては、変更が生じた第十一条第一号に掲げる事項）を証明する書類

二　届出人の氏名及び出生の年月日又は住所と同一の氏名及び出生の年月日又は住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該届出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

三　法定代理人によって届出をするときは、戸籍謄本その他その資格を証明する書類で作成後三月以内のもの

（その他の変更の届出）

第三十条　遺言者は、法第四条第一項の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管されている場合において、第十一条第一号又は第五号に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨を遺言書保管官に届け出るものとする。

２　令第三条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。